大 律で決められた消費税率10%への引上げ 時期は2019年10月であと1年半。事業者 の準備を考えれば, 少なくとも1年前には最終 的な意思決定をしてほしいものだ。

一方、消費増税は政治にとっては最も難しい 決断で,安倍総理はすでに2度,法律で決まっ ていた引上げ時期を延期した。国会の権能であ る法律の内容を、国会より先に、総理の一言で 事実上延期を決めるのは、三権分立に反した行 為だと筆者は考えるが、それはさておき、消費

増税が、経済に不測の影響を 与えることは避けたいもので ある。消費税は、価格の上昇 を诵じて最終消費者に税負担 を求めるので、増税に伴い駆 け込み需要や反動減が生じ、大 きな経済リスクとなってきた。

そこで安倍総理は2月20日 の経済財政諮問会議で、「欧 州の事例にも学びつつ、増税 に伴う需要変動を平準化する 具体策を検討してほしい」と の指示を出し,検討会も立ち 上がった。

「欧州の事例」を知るには, 2007年に消費税率を16%から

19%へ引き上げたドイツや、2010年に15%から 17.5%へ、翌年さらに20%へと2度合計5%の 引上げを行った英国の事例から学ぶことが有益 である。そこでは、増税による駆け込み・反動 は見受けられない。具体的な指標については, 筆者が経済産業研究所(RIETI)で行った講演 資料を見ていただきたい(一般社団法人ジャパ ン・タックス・インスティチュートのホームペ ージに掲載 (http://www.japantax.jp/iken/file/ 20180401\_5.pdf))。

一方わが国では,2014年4月の消費増税時に, 駆け込み需要とその反動減が生じ、増税前の水 準に経済が回復するのに1年かかっている。 1997年4月の5%への引上げ時には、いったん 回復はしたものの、その後の金融危機で、長い デフレの時代に突入してしまった。では、なぜ ドイツ・英国ではこのような駆け込み・反動減 が生じないのか。

筆者が考える最大の要因は、消費税と価格に 対する認識の相違である。欧州の事業者は、消 費増税を価格に転嫁するタイミングを、法律に 定められた増税時期にこだわらず、時々の需要 動向を勘案しながら、マージンが落ちないよう に価格設定をする。例えば英国では、増税時期 は1月だが、直前のクリスマス商戦時に需要が 強くなるので、増税前に値上げをしている。増

> 税時期である1月には需要が 落ち込むので、価格は下げて いる。これは、わが国が、駆 け込みの反動で需要の落ちる 増税日に一斉に値段を張り替 えるのと好対照である。需要 が弱い時には価格転嫁は難し いので、反動減は拡大する。

背景には、2014年4月の消 費増税時の消費税転嫁対策特 別措置法が影響しているので はないか。それに基づき作成 された内閣官房, 内閣府, 公 取, 消費者庁, 財務省共同作 成のパンフレット「消費税の 円滑かつ適正な転嫁のため

に〕には、「便乗値上げは、いけません。」「今 回の消費税率の引上げに当たっては、個々の商 品やサービスの価格が、新たな税負担に見合っ た幅で上昇することが見込まれています。」「事 業者が、他に合理的な理由がないにもかかわら ず、税率の上昇に見合った幅以上の値上げをす る場合、それは便乗値上げである可能性があり ます。」など、きめ細かく事業者の価格設定に 口出しをしている。

「価格は需要と供給で決まる」というのが常識 である。人件費や仕入れコストが日々変わる中 で消費増税もそのコストの1つにすぎない。事 業者がコストの変化を消費者にいつどのように 転嫁するかは、事業者の自由であるべきで、事 業者の値付けの自由度を過剰に縛る規制や指導 はやめたらどうか。

